

## 事業計画書

### 1 居住支援業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

### 2 居住支援業務の内容及び実施方法

#### (1) 基本方針

静岡県郡部において、住まいに関する総合的な相談対応や、緊急一時的な住まいの提供から、入居前～入居後の一貫した支援を提供できる体制を整え、居住支援の強化を図るとともに、地域の居住支援ニーズの把握や必要な地域資源の開拓に取り組む。

#### (2) 業務エリア

静岡県内 12 町（東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、森町、川根本町）

#### (3) 事業内容

事業名	時期	具体的な事業内容
(1) 住まいに関する相談支援	随時	一般賃貸、セーフティネット住宅、その他各種施設への入居に関する情報提供、相談対応、その他の援助 <b>【入居前の支援】</b> ・相談窓口設置や訪問による相談対応、情報提供及びマッチング ・不動産業者や物件情報の紹介、不動産店等への同行 ・物件内覧の同行や、契約時の手続き支援、立ち会い  <b>【入居中の支援】</b> ・定期的または随時の訪問、声かけ、機器設置等による見守りサービス ・一般的な生活相談や、緊急、トラブル発生時の駆けつけ対応 ・就労支援や生活相談 等
(2) 生活困窮者居住支援事業	随時	生活困窮者のうち住居のない方に対し、一定期間、衣食住の提供を行う。 ※県内 7 か所の宿泊施設（社会福祉法人 2、NPO 法人 2、旅館 1、民間賃貸借物件 1、町営住宅 1）を確保
(3) 緊急連絡先確保支援事業	随時	12 町の自立相談支援機関が支援する生活困窮者（生活保護受給者を除く）を対象に、民間賃貸住宅に入居するための緊急連絡先を無償で引き受ける。